

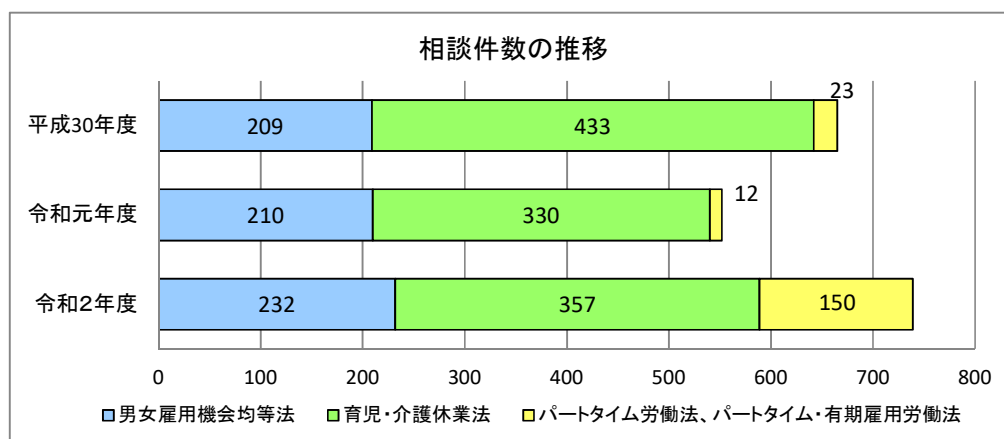
# 令和2年度の男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法の施行状況

(1) 青森労働局で取り扱った相談、行政指導の件数

ア 相談件数

(件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男女雇用機会均等法	209 (31.4%)	210 (38.0%)	232 (31.4%)
育児・介護休業法	433 (65.1%)	330 (59.8%)	357 (48.3%)
パートタイム労働法、 パートタイム・有期雇用労働法	23 (3.5%)	12 (2.2%)	150 (20.3%)
合計	665 (100.0%)	552 (100.0%)	739 (100.0%)

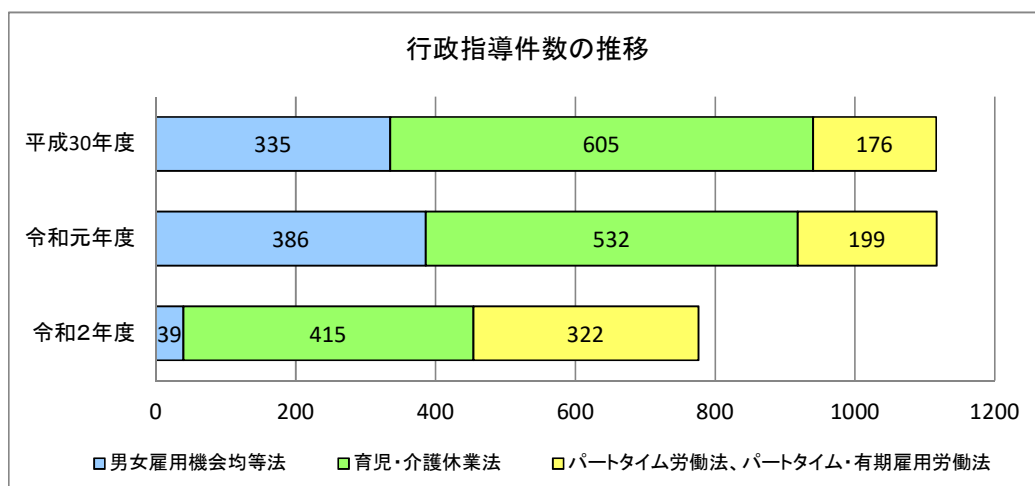


イ 行政指導件数

(件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男女雇用機会均等法	335 (30.0%)	386 (34.5%)	39 (5.0%)
育児・介護休業法	605 (54.2%)	532 (47.6%)	415 (53.5%)
パートタイム労働法、 パートタイム・有期雇用労働法	176 (15.8%)	199 (17.8%)	322 (41.5%)
合計	1,116 (100.0%)	1,117 (100.0%)	776 (100.0%)

※「第19条助言」は除く。



(2)男女雇用機会均等法

ア 相談件数

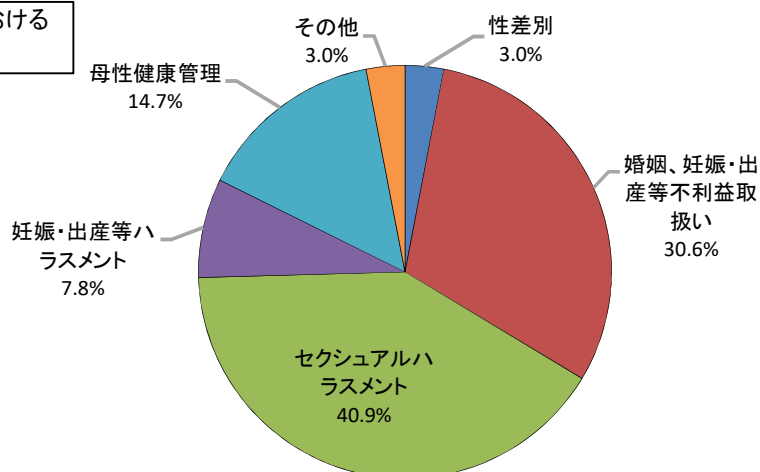
【相談内容の内訳】

(件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
性差別(募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等)(第5条～8条関係)	12	24	7
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	56	37	71
セクシュアルハラスメント(第11条関係)	92	95	95
妊娠・出産等に関するハラスメント(第11条の2関係)	19	25	18
母性健康管理(第12条、13条関係)	24	26	34
その他	6	3	7
合 計	209	210	232

【相談内容別割合】

(注)令和2年度における  
相談件数=100%



イ 行政指導件数

(件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
募集・採用(第5条関係)	0	3	0
配置、昇進、教育訓練等(第6条関係)	1	0	0
間接差別(第7条関係)	0	0	0
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	2	2	3
セクシュアルハラスメント(第11条関係)	114	131	16
妊娠・出産等に関するハラスメント(第11条の2、第11条の3関係)※	116	135	16
母性健康管理(第12条、13条関係)	102	115	4
合 計	335	386	39

※平成30年度及び令和元年度は第11条の2、令和2年度は第11条の3。

(3) 育児・介護休業法

ア 相談

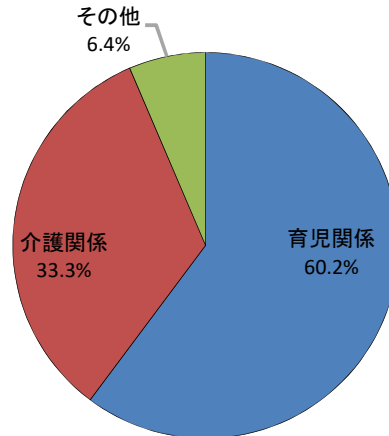
【相談内容の内訳1】

(件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
育児関係	266	223	215
介護関係	138	100	119
その他(職業家庭両立推進者等)	29	7	23
合 計	433	330	357

【相談内容別割合】

(注)令和2年度度における  
相談件数=100%



【相談内容の内訳2】

(件)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
育児関係	育児休業 (第5条関係)	109	95	97
	育児休業以外 (子の看護休暇[第16条の2、第16条の3関係]、所定外労働の制限[第16条の8関係]、時間外労働の制限[第17条関係]、深夜業の制限[第19条関係]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条関係]、労働者の配置に関する配慮[第26条関係])	95	71	75
	育児休業に係る不利益取扱い (第10条関係)	24	40	26
	育児休業以外に係る不利益取扱い (第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	3	9	8
	育児休業等に関するハラスメントの防止措置 (第25条関係)	35	8	9
	小計	266	223	215
介護関係	介護休業 (第11条関係)	55	50	51
	介護休業以外 (介護休暇[第16条の5、第16条の6関係]、所定外労働の制限[第16条の9関係]、時間外労働の制限[第18条関係]、深夜業の制限[第20条関係]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条関係]、労働者の配置に関する配慮[第26条関係])	58	45	58
	介護休業に係る不利益取扱い (第16条関係)	0	1	2
	介護休業以外に係る不利益取扱い (第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	0	1	2
	介護休業等に関するハラスメントの防止措置 (第25条関係)	25	3	6
小計	138	100	119	
その他(職業家庭両立推進者等)		29	7	23
合 計		433	330	357

## イ 行政指導件数

(件)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
育児関係	育児休業(第5条関係)	88	73	35
	子の看護休暇(第16条の2、第16条の3関係)	26	25	15
	所定外労働の制限(第16条の8関係)	8	9	4
	時間外労働の制限(第17条関係)	27	22	12
	深夜業の制限(第19条関係)	0	3	3
	3歳までの勤務時間短縮等(第23条第1項、第23条第2項関係)	40	32	16
	小学校就学までの勤務時間短縮等の措置(第24条第1項関係)	97	91	99
	休業等に関するハラスメント防止措置(第25条関係)	3	0	8
	休業期間等の通知(則第7条第4項から第6項関係)	11	7	14
	休業に係る不利益取扱い事案	0	0	1
小 計		300	262	207
介護関係	介護休業(第11条関係)	90	84	45
	介護休暇(第16条の5、第16条の6関係)	9	12	9
	所定外労働の制限(第16条の9関係)	7	10	7
	時間外労働の制限(第18条関係)	5	4	6
	深夜業の制限(第20条関係)	0	3	5
	勤務時間短縮等の措置(第23条第3項関係)	100	80	45
	小学校就学までの勤務時間短縮等の措置(第24条第2項関係)	22	15	23
	休業等に関するハラスメント防止措置(第25条関係)	3	0	8
	休業期間等の通知(則第23条第2項関係)	0	0	0
休業等に係る不利益取扱い事案	0	0	1	
小 計		236	208	149
職業家庭両立推進者		69	62	59
合 計		605	532	415

(4) パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法

ア 相談件数

【相談内容の内訳】

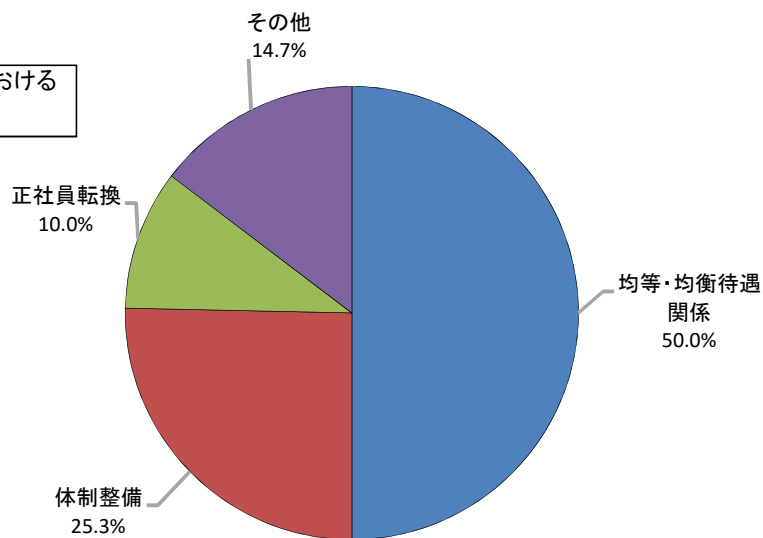
(件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
均等・均衡待遇関係(第8条、9条、10条、11条、12条)	7	2	75
体制整備(第6条、7条、14条、16条、17条)	5	1	38
正社員転換(第13条)	4	3	15
その他(指針等)	7	6	22
合 計	23	12	150

※平成30年度及び令和元年度は「パートタイム労働法」のみであり、令和2年度は「パートタイム・有期雇用労働法」を含む。

【相談内容別割合】

(注)令和2年度における  
相談件数=100%



イ 行政指導件数

(件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
労働条件の文書交付等(第6条関係)	33	0	54
就業規則の作成手続(第7条関係)	0	0	40
差別的取扱いの禁止(第9条関係)	0	0	0
賃金(第10条関係)	15	31	18
教育訓練(第11条関係)	6	15	10
福利厚生施設(第12条関係)	0	0	0
通常の労働者への転換(第13条関係)	81	75	56
措置の内容の説明(第14条第1項関係)	0	70	61
待遇に関する説明(第14条第2項関係)	0	0	0
相談のための体制整備(第16条関係)	9	0	22
短時間雇用管理者(第17条関係)	19	3	28
指針関係	13	5	33
合 計	176	199	322